

議案第49号

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和3年9月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、この条例を定めようとする。

関市営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

関市営住宅設置及び管理に関する条例（平成9年関市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。